

平成29年度
福島町議会定例会
3月第2回会議議案

説明資料

福島町

平成29年度福島町議会定例会 3月第2回会議議案説明資料 目次

| 議案 番号 | 件 名 | 頁 |
|----------|---|---|
| 81 | 福島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について | 1 |
| 83 | 平成30年度福島町一般会計補正予算(第1号) | |
| | 事務事業別説明資料 | 5 |

議案第 8 1 号関係

福島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める
条例の制定について

1 条例制定の理由について

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）第 6 条の規定による介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の改正（平成 30 年 4 月 1 日施行分）により、指定居宅介護支援事業者の指定等の事務は、同日以降、市町村が実施することとされます。これに伴い、指定居宅介護支援事業の基準等、現在都道府県の条例で定められている事項を、市町村の条例で定めることとなるものです。

2 条例の主な内容について

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 4 号）による改正内容を反映した基準省令の内容に基づいて条例を整理しています。

また、上記条例委任事項の③指定居宅介護支援事業者の指定の申請については、「福島町地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則」を一部改正することとしています。

| | |
|--------|--|
| 条例委任事項 | ①指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準 ②基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準 ③指定居宅介護支援事業者の指定の申請者の資格（法人格の有無） |
| 根拠規定 | ①介護保険法第 81 条第 1 項及び第 2 項 ②同法第 47 条第 1 項第 1 号 ③同法第 79 条第 2 項第 1 号 |
| 基準省令 | ① ②指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号） ③介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 132 条の 3 の 2 |
| 基準類型 | ①・②従うべき基準、参酌すべき基準 ③従うべき基準 |

○条例の主な概要

(1) 目次

第1章 総則(第1条)

第2章 指定居宅介護支援の事業の基本方針(第2条)

第3章 指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準(第3条・第4条)

第4章 指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準(第5条―第30条)

第5章 基準該当居宅介護支援の事業に関する基準(第31条)

第1条 (趣旨)

この条例は、介護保険法第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援の事業及び基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準について定めるものです。

第2条 (指定居宅介護支援の事業の基本方針)

第1項～指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければなりません。

第2項から第4項～指定居宅介護支援の提供に当たって、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が適切に提供されることを基本方針とします。

第3条及び第4条 (指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準)

第3条第1項～指定居宅介護支援事業者は、1名以上の介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーを常勤で置かなければなりません。

第4条～指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。また、管理者は主任介護支援専門員でなければなりません。

(管理者の介護支援専門員との兼務について認めるための規定)

第5条から第30条 (指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準)

利用者に対する手続の説明や同意、指定介護居宅支援の具体的取扱方針など、事業運営に関して、基本的に行わなければならない事項について、それぞれ定めています。

第31条 (基準該当居宅介護支援の事業に関する基準)

一部の基準を見たしていない事業者の場合であっても、町として必要な事業所と判断した場合は基準該当居宅介護支援事業者として認めることができることとなっていることから、この場合は各種規定を準用することとし、また読み替える規定となっています。

3 施行期日について

平成30年4月1日から施行します。

附則1

第14条(第20号)に係る部分は、居宅サービス計画に町長が定める回数以上の訪問介護を位置づける場合は、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、その居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。～平成30年10月1日から施行します。

附則2

経過措置としまして、第4条第2項に定めました管理者は主任介護支援専門員でなければならないという規定につきましては平成33年3月31日までの間は、管理者とすることができる。(経過措置)

附則3

本条例を定めることに伴いまして、これまで福島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例におきまして第14条中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第13条第9号」とありましたものを「福島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第14条第9号」に改め、第94条第2項中「指定居宅介護支援等基準第16条各号」を「指定居宅介護支援等基準条例第14条各号」に改めようとするものです。

(参考資料)

居宅介護支援事業所について

- (1) これまで北海道が居宅介護支援事業所の指導等の業務を行ってきましたが、この権限が市町村に委譲されることとなったため、北海道の条例と同様の内容で人員及び運営に関する基準等の条例を、国の省令に準じて制定するものです。
- (2) 居宅介護支援事業者とは介護支援専門員（ケアマネジャー）が要介護認定申請の代行やケアプランの作成、各種介護サービス事業者との連絡・調整等をする事業所です。
- (3) 介護支援専門員（ケアマネジャー）の主な業務は、利用者を訪問し、希望に沿った在宅介護サービス利用のためにケアプランを作成し、サービス事業者や病院等との連絡や調整、介護サービスに関する利用料の管理（給付管理）などがあります。

福島町内の介護支援事業所（平成30年3月1日現在）

| 事業所名 | 所在地 | 運営法人 | 在籍介護支援専門員 |
|----------------------------------|-----|----------------------|-----------|
| 福島幸愛会 陽光園居宅介護支援事業所 | 三岳 | 社会福祉法人 福島幸愛会 | 1名 |
| 社会福祉法人 福島町社会福祉 協議会指定居宅介護支援事業所 | 三岳 | 社会福祉法人 福島町社会福祉協議会 | 1名 |
| スマイル指定居宅介護 支援事業所 | 月崎 | 有限会社 スマイル | 1名 |

■議案第83号関係 平成30年度一般会計補正予算(第1号) 事務事業別説明資料

課 名 教育委員会事務局 (生涯学習)

| 10 款：教育費 | | 5 項：保健体育費 | | 2 目：総合体育館運営費 | | (単位：千円) | |
|-----------|----------|-----------|--------|--------------|---|---------|-------|
| 議案 ページ | 事業・事業予算名 | 予 算 額 | | 財 源 内 訳 | 説 明 (事業の目的・主な増減) | 1,747 | 1,747 |
| | | 補正前の額 | 補正後の額 | | | | |
| | | 10,662 | 12,409 | 一般財源 | 【事業目的】 社会体育推進のための施設の提供等 | | |
| 28 | 総合体育館運営費 | | | | 【主な増減】 委託料1,747 (施設管理委託料) | | |
| | | | | | 【事業内容等】 総合体育館施設管理に伴う業務委託 予算計上に係る設計金額誤りによる追加増額補正 施設管理委託料：(補正前) 3,663千円 → (補正後) 5,410千円 | | |

| 10 款：教育費 | | 5 項：保健体育費 | | 5 目：ファミリースポーツ公園管理費 | | (単位：千円) | |
|-----------|----------------|-----------|-------|--------------------|--|---------|-----|
| 議案 ページ | 事業・事業予算名 | 予 算 額 | | 財 源 内 訳 | 説 明 (事業の目的・主な増減等) | 981 | 981 |
| | | 補正前の額 | 補正後の額 | | | | |
| | | 5,645 | 6,626 | 一般財源 | 【事業目的】 社会体育の一環としてパークゴルフの場を提供 | | |
| 28 | ファミリースポーツ公園管理費 | | | | 【主な増減】 委託料981 (施設管理委託料) | | |
| | | | | | 【事業内容等】 ファミリースポーツ公園パークゴルフ場施設管理に伴う業務委託 予算計上に係る設計金額誤りによる追加増額補正 施設管理委託料：(補正前) 3,229千円 → (補正後) 4,210千円 | | |